

令和6年第5回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和6年5月14日（火）

午後1時30分開会

開催日時	令和6年5月14日	開会 閉会	1時30分 2時12分	
場 所	第二庁舎8階 801会議室			
出席委員	教 育 長 教育長職務 代理者	大熊 雅士 浅野 智彦	委 員 委 員 委 員	小山田佳代 佐島 規 穂坂 英明
欠席委員				
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 生涯学習部長 庶務課長 学務課長 指導室長 統括指導主事	大津 雅利 梅原啓太郎 鈴木 功 笹栗 秀亮 平田 勇治 田村 忍	指導主事 指導主事 生涯学習課長 図書館長 公民館長 庶務課庶務係長	向井隆一郎 高久かおり 三浦 真 内田 雄介 渡邊 健介 小平 文洋
欠席職員 (参考)				
傍聴者 人 数	2名			

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	代処第 9 号	小金井市社会教育委員の解嘱に関する代理処理について
第 3	代処第 10 号	小金井市社会教育委員の委嘱に関する代理処理について
第 4	議案第 14 号	小金井市図書館協議会委員の解嘱について
第 5	議案第 15 号	小金井市図書館協議会委員の委嘱について
第 6	協議第 2 号	第 2 次小金井市スポーツ推進計画に係る諮問について
第 7	報 告 事 項	1 小金井市教育委員会後援名義使用等について
		2 学級編制状況等の確定について
		3 令和 7 年度使用中学校教科用図書の採択について
		4 その他
		5 今後の日程
第 8	代処第 11 号	職員の分限処分に関する代理処理について

大熊教育長 ただいまから令和6年第5回小金井市教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、会議録署名委員の指名についてです。

本日の会議録署名委員は、小山田委員と佐島委員、お願いいたします。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程第2、代処第9号、小金井市社会教育委員の解嘱に関する代理処理について、日程第3、代処第10号、小金井市社会教育委員の委嘱に関する代理処理についての以上2件を議題とするところですが、円滑な議事の進行のため一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 異議なしと認めます。日程第2及び日程第3については一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案理由の説明をお願いします。

梅原生涯 提案理由について御説明いたします。

学習部長 代処第9号及び第10号につきましては、小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に定める小金井市社会教育委員（第32期）の補欠委員の解嘱及び委嘱を行う必要が生じましたが、本件は教育委員会の議決すべき事項で教育委員会を開催する時間的余裕がなかったことから、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づく代理処理をしたことについて、同条第2項の規定によりその承認を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

三浦生涯 それでは、日程第2、代処第9号に係る細部について御説明いたします。
学習課長

社会教育委員の委嘱につきましては、小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に規定されているところでございますが、今般、同条第1号委員として委嘱されておりました黒木智道委員から一身上の都合により小金井市社会教育委員の職を辞したい旨の申出がございまして、この申出のとおり、令和6年4月16日付けで解嘱について代理処理をさせていただいたものでございます。

続きまして、日程第3、代処第10号に係る細部でございます。

このたび代処第9号で解嘱となりました緑小学校の黒木委員の後任といたしまして、小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条第1号の規定により、新たに東中学校長の新井しのぶ委員を委嘱する旨、代理処理をさせていただきました。

なお、任期につきましては、条例第4条の規定に基づき、前任者の任期満了までとなつてございますので、令和6年4月16日から令和7年9月8日までとなります。

以上、簡単ではございますが、細部説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

大熊教育長

事務局の説明が終わりました。

何か質問、御意見はございますか。

以上で質疑を終了いたします。

これから採決を行います。採決につきましては1件ずつお諮りすることといたします。

それでは、お諮りいたします。代処第9号、小金井市社会教育委員の解嘱に関する代理処理については、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

御異議なしと認めます。本件については、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。代処第10号、小金井市社会教育委員の委嘱に関する代理処理については、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認めます。本件については、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第14号、小金井市図書館協議会委員の解嘱について、日程第5、議案第15号、小金井市図書館協議会委員の委嘱についての以上2件を議題とするところですが、円滑な議事進行を図るため一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 異議なしと認めます。日程第4及び日程第5については一括議題とすることに決定いたしました。

それでは、提案理由を説明願います。

梅原生涯 提案理由について御説明いたします。

学習部長 議案第14号及び第15号につきましては、小金井市図書館協議会条例第3条第1項第1号に定める委員（学校代表者）を解嘱及び委嘱するため、本案を提出するものであります。

細部につきましては担当館長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

内田図書館長 議案第14号及び議案第15号について説明申し上げます。

小金井市図書館協議会委員のうち、同協議会条例第3条第1項に定める市内に設置された学校が推薦した学校の代表者である小金井第二中学校、川井委員から、令和6年3月31日付けで辞職願が提出されました。そこで、小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱に従い、市立小中学校校長会より後任候補者として同じく小金井第二中学校長、清水委員の推薦を受け、委員候補者選考会議において候補者として決定いたしましたので、現委員の解嘱と候補者への委嘱を賜りたく議案を提出させていただいたものです。

なお、後任委員の任期は令和6年5月14日から令和7年10月31日までとなります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

大熊教育長

事務局の説明が終わりました。

何か質問、御意見はございますか。

以上で質疑を終了いたします。

これから採決を行います。採決につきましては1件ずつお諮りすることといたします。

それでは、お諮りいたします。議案第14号、小金井市図書館協議会委員の解嘱については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

御異議なしと認めます。本件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第15号、小金井市図書館協議会委員の委嘱については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

御異議なしと認めます。本件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

図書館で模様替えをしていただいたということ聞いておりますが、その辺、説明していただけませんか。

内田図書館長

書架の配置については、実際には昨年度末にレイアウト変更をさせていただいております。図書館では背の高い書架によって死角が非常に生まれやすいところがございます。盗難、盗撮等の防犯上、これらの対策は必至だと考えておりました。その対策として、レイアウト変更を今回行っております。

具体的に言うと、現地に行かれた委員であれば想像がつくと思うのですが、図書館は入って右手側が全部コの字型の書架の配置になっておりました。それに対して真ん中に背の高い書架がずらっと並んでいるという状況だったので、カウンターから一切見通しが立たずに、対角線上で何が行われているのか全く把握できませんでした。このたびカウンターから全て見通せるような形で、一直線に書架を

配置し直しまして、見えないところにはミラーを設置するなどの工夫をさせていただきました。これによって、防犯上、大変向上したものと思っております。館員からも非常に好評をいただいております。

また、今回のレイアウト変更に合わせて、かねてから非常に要望が多かった閲覧席についても変更します。今は図書館に入って左側の窓際が全部、雑誌書架になっておりますが、その雑誌書架を少し移設させていただいて、そこに閲覧席を1面設けさせていただくように、この夏に改修する予定です。

さらに安全に利用いただけるように心がけていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

大熊教育長 唐突に話題を振ってしまいましたが、図書館本館については、そのような状況となっております。

小山田委員 また機会があれば、ぜひ拝見させていただきたいと思っております。

大熊教育長 レイアウトが変わっているということ、情報として提供させていただいて、機会があるときに見ていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第6、協議第2号、第2次小金井市スポーツ推進計画に係る諮問についてを議題といたします。

提案理由について説明をお願いします。

梅原生涯 提案理由について御説明いたします。

学習部長 小金井市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により、小金井市スポーツ推進審議会に諮問したいので、本案について協議を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

三浦生涯 それでは、日程第6、協議第2号、第2次小金井市スポーツ推進
学習課長 計画に係る諮問について細部説明を行わせていただきます。

第2次小金井市スポーツ推進計画につきましては、令和4年度にスポーツ推進審議会からの答申に基づき策定したもので、この計画

の計画期間は令和5年度から令和12年度までの8年間としてございます。

また、この計画では「豊かな生涯を運動・スポーツとともに」を基本理念と定め、3つの基本方針及び9つの基本施策の実現を目指すこととしてございまして、この基本方針につきましては評価指標を設定して施策の効果を評価することで各施策の実効性を高めるものとしてございます。

このたび、本計画の進捗状況について、スポーツ推進審議会内部で御審議いただくため、計画の進捗状況及びスポーツの推進に関する重要事項の調査審議につきまして、小金井市スポーツ推進審議会条例第2条に基づき、スポーツ推進審議会へ諮問させていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

大熊教育長

事務局の説明が終わりました。

本件は協議事項でございます。何かこの場で発言等はございますか。

浅野教育長
職務代理者

単純な質問ですが、これは毎年諮るということですか。

三浦生涯
学習課長

事業の進捗確認につきましては、毎年諮らせていただく予定です。

浅野教育長
職務代理者

そうすると、答申の締切りは年度末という形になりますかね。

三浦生涯
学習課長

はい。

浅野教育長
職務代理者

分かりました。ありがとうございます。

大熊教育長

市民が親しむべきというか、親しんでもらいたいスポーツの在り

方は、今、大きく変わってきていると思います。人生100年時代を自分らしく生きていくためにはスポーツに親しむときが少しでも長くあることが大事かなと思いますので、その点も一つ視野に入れて検証してもらえればいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これまでの意見を踏まえて、第2次小金井市スポーツ推進計画に係る諮問についてを取りまとめるとともに、所要の事務作業を進めてまいりたいと思います。

なお、事務の内容につきましては、私、教育長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

異議なしと認めます。

以上で、協議第2号、第2次小金井市スポーツ推進計画に係る諮問についてを終了いたします。

次に、日程第7、報告事項を議題といたします。順次、担当から説明願います。

初めに、報告事項1、小金井市教育委員会後援名義使用等について報告願います。

鈴木庶務課長

では、報告事項1につきまして御説明いたします。

教育委員会へ依頼となります後援申請につきまして、承認の基準や後援等の内容を整備するため、小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱を改正し、令和6年6月1日から施行することとしましたので報告いたします。

改正に至る経過といたしましては、小金井市コンプライアンス基本方針に示されておりますが、市政を円滑かつ効果的に推進していくためには、担当業務を常に見つめ直し、改善していく必要がございます。教育委員会の後援事業につきましては、従来から小金井市後援等名義使用承認事務取扱要綱との間で、後援承認について根拠となる要綱の内容が異なっている状況でした。比較いたしますと、市長部局側の後援要綱のほうが詳細な規定であり、一定の基準を設けた上で承認するとともに、より迅速で円滑な事務処理と公平で統

一的な事務の取扱いができる要綱となっております。このことから、教育委員会の後援要綱につきましても市長部局側との整合を図りながら改正することといたしました。

しかし、後援名義使用等につきましては市民団体等の自由な活動を制限しないよう広く対応できるよう策定されてきました。本改正は後援承認の意図を変更するものではなく、円滑な事務処理と公平で統一的な事務を目指し改正を行っております。

それでは、改正部分について主な点を御説明いたします。

改正部分については、大きく2点です。1点目は、第2条の部分となりますが、従来の要綱では後援のみであったものを後援、共催、協賛、推薦の4つに区分したことです。第2条の用語の定義に規定しておりますが、該当する区分の申請を行っていただきます。

2点目は、第8条に承認の条件等を詳細に設定したことになります。従来の要綱の承認条件を含め、第2号の、常に関係法令を遵守すること、第3号の、参加者に対しては、公衆衛生や事故防止に十分配慮すること、具体的な事例を踏まえた上で、官公署等の指導や許認可を受けることなど、市のコンプライアンスを意識した上で定めております。

今までも市民団体等の皆様に実施してきていただいておりますが、いま一度要綱に明記することで、市民から信頼される内容を目指しております。

以上が改正内容の主な2点目となります。

その他、条文及び様式等についても改正しておりますので、詳細につきましては資料を御覧ください。

なお、施行日は6月1日からとなりますが、既に市ホームページに要綱や様式等を掲載し周知をしております。

報告につきましては以上となります。

大熊教育長

ただいまの報告に関して、何か質問等はございますか。

本改正は、市長部局の小金井市後援等名義使用承認事務取扱要綱を参考に改定したということであります。本市のコンプライアンスの観点からも改善に繋がると思います。

それでは、以上で報告事項1を終了いたします。

次に、報告事項2、学級編制状況等の確定についてを報告願います。

笹栗学務課長 令和6年度学級編制状況等の確定について御報告をいたします。

令和6年4月9日付け、第4回教育委員会にてお配りいたしました資料、令和6年度学級編制状況、令和6年度通級指導学級等の状況につきましては、速報値でお伝えいたしましたが、その後、確報値が出たため、改めて報告をさせていただきます。

変更点といたしまして、小金井第一小学校の令和6年度児童・生徒数が742人から743人に、小金井第三小学校の令和6年度児童・生徒数が887人から884人、小金井第四小学校の令和6年度児童・生徒数が611人から610人に、東小学校の令和6年度児童・生徒数が824人から823人に変更となりました。

また、裏面にあります令和6年度通級指導学級等の状況につきましては、特別支援教室（情緒障害）の令和6年度、中学校の児童・生徒数に変更が生じ、78人から73人に変更となりました。報告は以上となります。

大熊教育長 このことにより、教室数が変わったところはございますか。

笹栗学務課長 ありません。

大熊教育長 前に報告していただいたときには教室数が増えましたが、今回の確定値では変更はないということですね。数値を聞いたところ、全体的には少し減ったという感じですかね。

笹栗学務課長 全体的には、数名減りました。

大熊教育長 1人、2人、子供の数が減っているということだけは確かじゃないかなという感じはします。

その他、何か質問等はございますか。よろしいでしょうか。
以上で報告事項2を終了いたします。

次に、報告事項3、令和7年度使用中学校教科用図書の採択について報告願います。

平田指導室長 報告事項3について御説明いたします。

初めに、教科書採択に当たって、方向性の確認と調査研究を行う

視点について述べさせていただきます。その後、指導主事から教科書採択までの流れについて説明させていただきます。

令和7年度から使用する中学校教科書では、本市の子供たちにとって基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着と、これらを活用する力を育成し、主体的、対話的で深い学びを実現した授業の展開が引き続き十分に図られるものにしたいと考えています。

中学校では、令和3年度から現行の学習指導要領が全面実施となりました。これからの社会は変化が激しく、予測困難な荒波が次々と押し寄せる時代になると言われています。そのような中でも、子供たちが自ら課題を見だし、自ら学び、判断して行動することで、それぞれが思い描く幸せを実現してほしいという願いが学習指導要領に込められています。そのための授業づくりの重要な視点として、主体的、対話的で深い学びの実現が示されています。

また、令和3年1月の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指してにおいては、一人一人の子供が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように、そうするためにICT環境を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が示されています。

これらのことを踏まえ、令和7年度から中学校で使用する教科書についての調査研究を行う視点として、子供たち一人一人が自分の考えを持ち、質の高い対話に向かうこと、自ら課題を見つけ、主体性を持ち、ICT環境を効果的に活用しながら、個別最適な学びや協働的な学びに向かうことに資するものであるかどうかということが大切であると考えております。

向井指導主事

令和7年度使用中学校教科書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号に基づき教育委員会が採択することとなっております。教科書採択に関わる法令及び要綱等に従いまして、令和7年度使用中学校教科用図書採択の調査研究及び事務手続を進めてまいります。

具体的には、報告事項3資料を御覧ください。採択に必要な資料を得るため、各学校の報告書を基に教科書選定調査委員会及び教科書調査研究委員会を設け、調査研究及び資料作成をしていただきます。

す。

そのほか、主な事務日程等につきましては資料を参考にしてください。報告は以上となります。

大熊教育長 ただいまの報告に関して何か質問、または御意見等ございますか。
教科書採択に関してはしっかりとした視点を示す必要があると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

佐島委員 先ほど指導室長のほうからもお話がありましたが、私は、主体的、対話的で深い学びが求められている現代の教育の中で、教員が子供たちに一齐に教えるという授業ではなくて、やはり児童・生徒自身が自ら課題を見つけて、主体的に学んでいくということが何より大切ではないかなと思っています。

学校訪問等で伺っても、本当に子供たち同士が自分で資料を活用したり、ICTを活用したり、あるいは友達と対話をしながら学んだりとかという姿が見られて、授業が変わってきているなということを感じられます。そのことを一層進めていくためには、生徒の主体的な学びに資するものという、この観点は何より大切にしていだきたいかなと思っています。

あともう一つ、私が個人的に思うのは、学びが学校の中だけで終わらないようにしていきたいということです。学んだことが生活に生きるとか、地域と関わっているのだなということを知っていく、そういう中で、学ぶことの意味とか、地域への愛着とかというのを感じ取っていく、そういうことが大切ではないかなと思っています。ぜひ生活や地域との関わりという視点も大切にしていだければなと思っています。

大熊教育長 ありがとうございました。ほかにごございますか。

浅野教育長 御説明ありがとうございました。おっしゃられた視点はいずれもとても大切なことだなと私も思いました。特に個別最適な学びと協働的な学びということについて、少し思うところを述べさせていただきます。

GIGAスクールを開始して以降、ICTが学校の中にだんだんと浸透していき、授業等もそれによって変わっています。その際に、

ややもすればですが、個別最適化のほうに傾きがちであるというところがあるのだろうなど、全体的な状況を見ていると思います。文部科学省等の関連する文書を見ますと、デジタル化というときに、本当は個別最適化と協働の学びという、協働の学びが入っている時期と入っていない時期があったりするようですので、なかなか微妙なところではあります。

しかし、本市の子供たちにおいては、ICTの活用が個別最適な学びだけではなくて、対話を含めて協働的な学びを深める、そういう方向でも使われることを私としては望みますし、先ほどの視点にはそういったことが含まれていたのではないかなと思います。

特にGIGAスクールの構想が開始して以降、やはり情勢は流動的でありまして、例えばAIを実装したチャットシステムの教育における活用というのがこれから進んでいくのだろうと思います。まず、最初に考えられるのは、恐らく英作文をチャットGPT等を使って添削してもらいながら、だんだんと完成度を上げていくみたいな、そんな感じの活用が考えられると思います。これはどうしても、個別最適化のほうに行きがちだと思うのです。

AIの利用はしばしば個別最適化のほうに人を水路づけていくようなところがありますので、私たちとしては、個別最適化と同時に、一緒のクラスにいる同じ児童・生徒同士のコミュニケーションをより質の高いものにしていくという方向に十分に工夫を重ねていく必要があるだろうと考えております。

先ほどの視点はそのような感じで伺いました。

大熊教育長

ありがとうございました。

まさにそのとおりという感じがしますので、観点をしっかりと踏まえて教科書を選定していきたいと思います。

ほかにございますか。

小山田委員

今のお話とも関係してくるのですが、教科書を基に個別にというのがありますし、また、グループや共同で取り組むということもあります。自分たちが選んで、発展した学習ができるような教科書を選定してほしいです。

例えば、ICTになりますが、大体の教科書には二次元コードがついていると思います。それがどういう情報に繋がるのか鑑みなが

ら、教科書をベースに自分たちが好きな方向に発展学習ができる、ということの一つの視点に入れていただけたらなと思います。

大熊教育長 教科書を基にして、さらに発展学習が望めるような教科書ということですね。それも大事な視点だと思いますので、その視点を踏まえて教科書を選定していきたいと思います。
ほかにございますか。

穂坂委員 医療、健康の専門家の立場として、昨今言われているがん教育ということの視点も重要かと思います。あと、約5年前に新型コロナウイルスが流行し、感染症に対して今まで緩んでいた部分が引き締められたような思いであります。自己防衛というわけではありませんが、人にうつさない、自分ももらわないというような教育も含めて、予防接種等、その辺も考えて選定していただければと思います。

大熊教育長 本市の教科書を選ぶときに大事な視点だと思いますので、先生方にも今出た視点をしっかり伝えていただいて教科書選定に当たっていただきたいと思いますが、今の意見を聞いて、担当として一言どうぞ。

向井指導主事 この後、調査研究を各学校の先生方にさせていただきますが、今の御意見をしっかりと伝え、自ら学び、課題を見つけていくことであるとか、協働的な学びにも資するような、本市の子供たちにふさわしい教科書を選定するように進めてまいりたいと思います。

浅野教育長 予定は今日御説明いただいて、大体理解したところではあります。
職務代理者 我々の手続きとしてはこれで良いとして、市民の皆さんに教科書を見ていただいて、コメントをいただく機会があったかなと思います。昨年度は、御意見を受けていろいろと改善したかなと思うのですが、今年もさらに改善していただくということはお願ひできますでしょうか。去年も、教科書が箱から出しにくいとか、いろいろ御意見があったような気がするのですが、その辺は、御準備のほうはいかがでしょうか。

向井指導主事 まず、展示の日程及び場所につきましては、昨年度と同様、市内

図書館本館、公民館貫井北分室及び教職員研修センターの3か所に、令和6年5月29日から6月20日まで展示をする予定でございます。

また、展示方法につきまして、見る場所などについて課題を幾つかいただいておりますので、図書館のほうと調整をいたしまして、市民の皆様に見ていただきやすい場所を提供できるように調整しているところであります。

浅野教育長
職務代理者

ありがとうございます。いろいろお手数をおかけしますが、昨年度の意見と、その後、市民団体の方から御意見をいただいていた記憶がありますので、できるだけ多くの方に見ていただけたらと思います。工夫のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

大熊教育長

選定に当たっては、市民の方々の御意見もかなり参考にさせていただきましたよね。ですから、しっかりと市民の意見が吸い上げられるような仕組みを整えていただきたいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。その他、どのような意見が出ていましたかね。

浅野教育長
職務代理者

私が覚えているのは、狭くて見づらいですとか、箱から出した後に片付けにくいなどがありました。

大熊教育長

ありましたね。確かにそのとおりだと。
閲覧する場所がなかったのですよね。その辺、今回は工夫していただくのが大事だと思いますので、図書館もよろしく願いいたします。

浅野教育長
職務代理者

その点は、多分去年少し改善したのですよね。それでもまだ狭いということなのだと思います。

大熊教育長

今、図書館は改装中でございますが、よろしくお願いいたします。
こういう意見が出るというのは良いことですよね。
ほかにもございますか。よろしいですか。
以上で報告事項3を終了いたします。
次に、報告事項4、その他です。

学校教育部から報告事項があれば発言願います。

大津学校
教育部長

特にございません。

大熊教育長

次に、生涯学習部から報告事項があれば発言願います。

梅原生涯
学習部長

特にございません。

大熊教育長

以上で報告事項4を終了いたします。

次に、報告事項5、今後の日程についてですが、詳細は配付資料のとおりとなります。

日程について、何か質問等はございますか。

ここで報告ですが、先日、関東地区教育長会、それから全国教育長会に行ってまいりました。学びの多い機会になりましたので、またその辺は情報共有したいと思います。庶務課長と一緒に行ってきました。それも日程の報告としてさせていただきます。

以上で報告事項を終了いたします。

次に、日程第8、代処第11号、職員の分限処分に関する代理処理についてを議題とするところですが、本案は人事に関する事件で、小金井市教育委員会会議規則第10条の1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断いたしますが、委員の皆様、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

全員異議なしと認め、秘密会を開会いたします。

準備のため、休憩いたします。傍聴人の方におかれましては、席を外していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時12分

大熊教育長

再開します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時12分